

聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生・教職員等（以下「構成員」という。）が、就学・就労・教育・研究のための良好な環境を確保できることを目的とするものであり、ハラスメントの発生を防止するとともに、万一ハラスメントが発生した場合の事後の対応を定めるものである。

（定義）

第2条 前条のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 セクシュアル・ハラスメントとは、就学・就労上の関係にある本学の構成員が、相手の意に反する性的言動を行い、これにより相手が精神的な面を含め、就学・就労・教育・研究のための環境を悪化させることをいう。

3 そのほかのハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、就学・就労上の関係にある本学の構成員が、人種、国籍、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、相手の意に反する不適切な言動を行い、これにより相手が精神的な面を含め、就学・就労・教育・研究のための環境を悪化させることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号に該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

（1）行為者とされた者の言動が本条第2項又は第3項の行為と認められるとき。

（2）当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

（責務）

第3条 本学の構成員は、ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

2 学長は、教職員及び学生に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が発生した場合は、必要に措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 教職員を監督する地位にある者は、本学構成員の言動に十分な注意を払い、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談）

第4条 学長は、ハラスメントに関する相談に対応するため、学内の教職員の中からハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し、かつ人権を侵害しないよう十分に配慮の上、相談を行うものとする。

（調査・指導・調停）

第5条 相談員は、ハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを被害を受けたとする者が属する所属の長（以下「所属長」という。）に報告する。所属長は、事実関係を調査する必要があるときは、ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）の設置を学長に請求する。

2 学長は、ハラスメントの事実関係を調査する必要があると認められたときは、当該の事例ごとに調査会を設置する。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 相談員からハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを報告された所属長が、指導・調停によって問題の解決が可能であると判断した場合は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、指導・調停にあたる。所属長は、指導・調停の結果を相談員に報告する。

（審議）

第6条 学長は、調査会の報告を受けて、必要と認める場合は、理事会で審議する。

2 理事会は、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導並びに措置に関して審議する。

（議決）

第7条 学長は、理事会の決議を受けて、行為者とされた者に対し必要な措置を講じる。

（告知及び不服申し立て）

第8条 学長は、審議の結果を被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

ハラスメント問題対応機構図

